

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止が続いていました七夕まつりを今年度開催します！

今年は『織姫・彦星』の衣装を着た児童が会場内に登場する予定です。

皆様お誘い合せのうえ是非お越しください！

七月七日金 島之内商店街付近

令和5年度 七夕まつりを 開催します！

当日は、会場周辺の混雑が予想されますので車でのお越しはご遠慮ください。
また、通行止め区域にお住まいの方も、規制時間中は車の通行ができませんのでご了承ください。
周辺住民の皆様には大変ご迷惑おかけいたしますが、ご協力をお願いします。

問 七夕まつり実行委員会
(ふるさと振興課内)

Tel 64・1112

本人通知制度への 登録はお済みですか？

問 住民生活課住民係

③④番窓口

Tel 64・1102

本人通知制度は、戸籍や住民

票などを第三者*に交付した場合に、事前登録している方に対して、証明書を交付した事実をお知らせする制度です。

本人通知制度には、不正請求への抑止効果があり、万が一、不正請求があれば、事実関係の早期究明につながります。

この機会に本人通知制度への登録をご検討ください。

【登録できる方】

●湯浅町の住民基本台帳に登録されている方（町外へ住所を異動した方を含む）

●湯浅町の戸籍に記載されている方（除籍となっている方を含む）

【登録の手続き】

本人通知制度の利用には、事前登録が必要です。

登録を希望される方は、本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）を持参のうえ、住民生活課住民係窓口にて登録手続きを行ってください。

※第三者とは、本人からの委任状を持った代理人、弁護士など職務上請求が認められている人、自己の権利行使または義務履行などの理由があり、その身分を証明して申請する人のことです。